

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により令和2監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「県に事務局を置く任意団体の事務について」、令和3年5月6日公告）について、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年4月5日

奈良県監査委員 内 野 正 博

同 森 田 康 文

同 尾 崎 充 典

同 浦 西 敦 史

令和2監査年度 行政監査 措置状況一覧

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
知事公室			
広報広聴課	北方領土返還要求運動奈良県民会議	<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局員が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。 (意見事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、奈良県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者、団体の実務上の担当者とは別の者にしていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和4年度北方領土返還要求運動奈良県民会議総会に諮り、会計規程を整備する。金銭の取扱いについても当該規程で定める。</p> <p>令和4年度北方領土返還要求運動奈良県民会議総会に諮り、会計規程を整備する。会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者についても当該規程で定める。</p> <p>令和4年度北方領土返還要求運動奈良県民会議総会に諮り、会計規程を整備する。決算書の作成についても当該規程で定める。</p> <p>令和3年度より県の実務上の担当者と団体の実務上の担当者とは別の者にし、改善を行った。</p>
広報広聴課	奈良県広報協会	<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和4年度奈良県広報協会総会に諮り、会計規程を整備する。金銭の取扱いについても当該規程で定める。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
		<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局員が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。 (意見事項)</p> <p>団体に対する監事監査の未実施について 団体に対する監事監査の実施は、団体の会計事務、決算処理等の適正性を確保するために重要な役割を果たすものであり、団体の業務の合理的かつ効率的な運営に資するものである。 監事監査を実施していなかった1団体は、総会で決算について承認を得ていたものの、団体の会計事務、決算処理についてチェック機能が十分に働いているとは認められないことから、監事監査の実施について検討されたい。 (意見事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者とは別の者にしていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和4年度奈良県広報協会総会に諮り、会計規程を整備する。会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者についても当該規程で定める。</p> <p>令和4年度奈良県広報協会総会に諮り、会計規程を整備する。決算書の作成についても当該規程で定める。</p> <p>令和4年度奈良県広報協会総会に諮り、会計規程を整備するとともに、協会規約を変更し、監事監査の実施について定める。</p> <p>令和4年度奈良県広報協会総会に諮り、会計規程を整備する。支出事務の決裁手続についても当該規程で定める。</p> <p>令和3年度より県の実務上の担当者とは別の者にし、改善を行った。</p>
奥大和移住・交流推進室	奈良スタディサイクリング実行委員会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>当該委員会は令和元年度限りで事業終了して解散しているが、今後、同様の委員会を設置する際は適正に規定する。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
奥大和移住・交流推進室	奥大和移住・定住連携協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>軽微な変更に係る要綱等の規定の未整備について 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要が生じたときには全て変更承認が必要となるが、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、軽微な変更の範囲等について規定していなかった5つの要綱等の所管課は、業務の効率的な実施を図るために、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等について十分に検討した上で、要綱等で規定されたい。 (意見事項)</p>	<p>会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう奥大和移住・定住連携協議会会計規程の改正を行った。</p> <p>「軽微な変更」の範囲を、奥大和移住・定住連携協議会負担金交付要綱に規定した。(令和3年4月1日改正)</p>
消防救急課	奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会	<p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局員が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和3年9月22日付けで、奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会計事務規程を改正し、決算手続に係る規定を追加した。</p>
総務部			
税務課	奈良県税務協議会	<p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者として別々の者にしていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>反対給付がある負担金の交付について適切な審査を確保するため、令和3年4月1日から、県の実務上の担当者として、団体の実務上の担当者を別の者にし、審査体制の見直しを行った。</p>
ICT推進課	奈良県電子自治体推進協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和3年9月9日付けで、奈良県電子自治体推進協議会財務規程の改正を行い、会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命及び権限に係る規定を整備した。</p> <p>令和3年9月9日付けで、奈良県電子自治体推進協議会財務規程の改正を行い、収入及び支出の手続について、会計責任者の決裁を得なければならない旨を明記した。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
		<p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>反対給付がある負担金の交付に係る事務について、令和3年9月2日から、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者として別々の者にすよう審査体制の見直しを行った。</p>
文化・教育・くらし創造部		<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局員が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。 (意見事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>「奈良県公立文化施設協議会会計事務処理要領」を令和3年3月25日に制定し、同年4月1日より運用している。</p> <p>「奈良県公立文化施設協議会会計事務処理要領」において、会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命及び権限と責任の範囲について規定した。</p> <p>「奈良県公立文化施設協議会会計事務処理要領」において、決算書については、会計担当者ほか複数の職員が作成にあたることと、会計責任者の決裁を得なければならない旨を規定した。</p> <p>「奈良県公立文化施設協議会会計事務処理要領」において、支出事務の決裁手続について規定した。</p>
文化資源活用課	世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会財務規程に会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命等に係る条項を追加する方向で、文言を検討しているところである。令和3年度中に、内容を協議会に諮り、財務規程の改定を速やかに行う。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
		<p>軽微な変更に係る要綱等の規定の未整備について</p> <p>「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要が生じたときには全て変更承認が必要となるが、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、軽微な変更の範囲等について規定していなかった5つの要綱等の所管課は、業務の効率的な実施を図るために、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等について十分に検討した上で、要綱等で規定されたい。(意見事項)</p>	<p>「軽微な変更」の範囲等について、令和3年度中に十分に検討を行う。その検討結果に基づき、要綱の改訂等を適正に行うよう努める。</p>
青少年・社会活動推進課	奈良県青少年指導員連絡協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について</p> <p>県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p>	<p>会計担当者については会計取扱責任者が任命するよう奈良県青少年指導員連絡協議会会計取扱要綱の改正を行った。(令和3年9月1日改正)</p>
スポーツ振興課	奈良県スポーツ推進委員協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について</p> <p>県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について</p> <p>県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。</p> <p>団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p> <p>補助金等の審査体制等の見直しについて</p> <p>県の交付決定等の実務上の担当者、団体の実務上の担当者を別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者とは別の者にしていなかった5団体の所管課は、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和3年4月1日付けで会計規程を改正し、金銭の保管責任者の任命規定について整備した。</p> <p>令和3年4月1日付けで会計規程を改正し、支出事務の決裁手続について規定した。</p> <p>令和2年度から、補助金等の審査体制を見直し、県の交付決定等の実務上の担当者、団体の実務上の担当者を別の者としている。</p>
スポーツ振興課	市町村子ども駅伝大会実行委員会	<p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について</p> <p>県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。</p> <p>団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和3年4月1日付けで会計規程を改正し、支出事務の決裁手続について規定した。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
		<p>自己収入がある団体における補助金等の精算について 補助金等による補助の範囲については、補助事業者等の自助努力を前提とし、必要となる不足額について補助することとしている補助金等が多いことから、県からの補助金等の収入以外に自己収入があり、当該自己収入分を合理的な理由なく控除せずに精算していた5団体の所管課は、補助事業者等の自助努力を前提とする必要性を考慮して、自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討されたい。(意見事項)</p>	<p>令和2年度から、団体の自己収入を優先的に充当した上で、不足している経費に対して県負担金を充当し、県負担金に残額が生じた場合は県に戻入するよう改善を行った。</p>
スポーツ振興課	奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p> <p>補助金等の審査体制等の見直しについて 県の交付決定等の実務上の担当者と、団体の実務上の担当者を別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者とは別の者にしていなかった5団体の所管課は、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。(指摘事項)</p> <p>自己収入がある団体における補助金等の精算について 補助金等による補助の範囲については、補助事業者等の自助努力を前提とし、必要となる不足額について補助することとしている補助金等が多いことから、県からの補助金等の収入以外に自己収入があり、当該自己収入分を合理的な理由なく控除せずに精算していた5団体の所管課は、補助事業者等の自助努力を前提とする必要性を考慮して、自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討されたい。(意見事項)</p>	<p>令和3年4月1日付けで会計規程を改正し、金銭の保管責任者の任命規定について整備した。</p> <p>令和3年4月1日付けで会計規程を改正し、支出事務の決裁手続について規定した。</p> <p>令和2年度から、補助金等の審査体制を見直し、県の交付決定等の実務上の担当者と、団体の実務上の担当者を別の者としている。</p> <p>令和2年度から、団体の自己収入を優先的に充当した上で、不足している経費に対して県負担金を充当し、県負担金に残額が生じた場合は県に戻入するよう改善を行った。</p>
橿原公苑	奈良県体育施設協会	<p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和3年4月1日付けで会計規程を改正し、支出事務の決裁手続について規定した。</p>
福祉医療部			
長寿・福祉人材確保対策課	奈良介護の日実行委員会	<p>補助金等の審査体制等の見直しについて 県の交付決定等の実務上の担当者と、団体の実務上の担当者を別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者とは別の者にしていなかった5団体の所管課は、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和3年度から、県の当該補助金等の交付事務に係る担当職員と、団体の実務上の担当者を別の者とした。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
		<p>自己収入がある団体における補助金等の精算について 補助金等による補助の範囲については、補助事業者等の自助努力を前提とし、必要となる不足額について補助することとしている補助金等が多いことから、県からの補助金等の収入以外に自己収入があり、当該自己収入分を合理的な理由なく控除せずに精算していた5団体の所管課は、補助事業者等の自助努力を前提とする必要性を考慮して、自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、補助金等の額の精算方法を定め、要綱等に規定することを検討されたい。(意見事項)</p>	<p>令和3年度から、団体の自己収入を優先的に充当した上で、当該年度の県負担金を充当する業務について、精算した結果余剰金が発生した場合、県に返還させることとした。</p>
医療政策局		<p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。(意見事項)</p>	<p>令和2年度より、負担金の交付に係る事務担当者を、協議会事務局の実務上の担当者として別者にした。</p>
医師・看護師確保対策室	奈良臨床研修協議会		
水循環・森林・景観環境部		<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。(指摘事項)</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。(指摘事項)</p> <p>補助金等の審査体制等の見直しについて 県の交付決定等の実務上の担当者として、団体の実務上の担当者を別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者とは別の者にしていなかった5団体の所管課は、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。(指摘事項)</p> <p>軽微な変更に係る要綱等の規定の未整備について 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要があるときには全て変更承認が必要となるが、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、軽微な変更の範囲等について規定していなかった5つの要綱等の所管課は、業務の効率的な実施を図るために、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等について十分に検討した上で、要綱等で規定されたい。(意見事項)</p>	<p>令和2年度から、実行委員会の事務局規程及び会計規程を定め、金銭の取扱いについて規定し、会計事務の適正な執行に努めている。</p> <p>令和2年度から、実行委員会の事務局規程及び会計規程を定め、会計責任者と、現金・物品の保管及び出納を行う出納員について規定し、会計事務の適正な執行に努めている。</p> <p>令和2年度から、実行委員会の事務局規程及び会計規程を定め、支出事務の決裁手続について規定し、会計事務の適正な執行に努めている。</p> <p>令和2年度から、負担金の交付事務担当職員と実行委員会の事務担当職員を別の者にし、負担金の適切な審査に努めている。</p> <p>業務の効率的な実施を図るため、負担金交付要綱を改正し、変更承認が不要となる「軽微な変更」の範囲を定め、令和3年度から適用することとした。</p>
奈良の木ブランド課	「奈良の木づかい運動」実行委員会		

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
森林整備課	奈良県治山事業促進協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者として別々の者にしていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>指摘事項にあった金銭等の保管責任者、会計の担当者を職名で任命するよう「奈良県治山事業促進協議会経理に関する取扱要綱」を改正した。(令和3年5月31日改正)</p> <p>また、取扱要綱の改正に合わせて、事務局長も職名で任命するよう「奈良県治山事業促進協議会規約」を改正した。(令和3年8月10日改正)</p> <p>「奈良県治山事業促進協議会の決裁方法について」により、協議会の分担金請求の事務担当者として別の者にするよう見直した。(令和2年12月2日制定)</p>
景観・自然環境課	大台ヶ原協議会	<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局長が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。 (意見事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和3年度から、協議会の会計規程を定め、金銭の取扱について規定し、会計事務の適正な執行に努めている。</p> <p>令和3年度から、協議会の会計規程を定め、会計責任者、金銭等の保管責任者、会計担当者について規定し、会計事務の適正な執行に努めている。</p> <p>令和3年度から、協議会の会計規程を定め、決算書の作成について規定し、会計事務の適正な執行に努めている。</p> <p>令和3年度から、協議会の会計規程を定め、支出事務の決裁手続について規定し、会計事務の適正な執行に努めている。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
		<p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和3年度から、県の交付決定等の実務上の担当者として、団体の実務上の担当者を別の者にし、審査体制を見直した。</p>
食と農の振興部			
中央卸売市場再整備推進室、中央卸売市場	奈良県魚食普及協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>軽微な変更に係る要綱等の規定の未整備について 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要があるときには全て変更承認が必要となるが、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、軽微な変更の範囲等について規定していなかった5つの要綱等の所管課は、業務の効率的な実施を図るために、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等について十分に検討した上で、要綱等で規定されたい。 (意見事項)</p>	<p>奈良県魚食普及協議会の会計規則を改正し、新たに会計責任者、金銭保管責任者、会計事務担当者を設けた。(令和3年10月4日改正)</p> <p>変更する必要が生じた場合は、原則として知事の承認を要するとした上で、業務の効率的な執行の観点から「軽微な変更」の範囲を具体的に定め、その範囲内であれば承認を要しない旨要綱を改正した。(令和3年10月1日改正)</p>
担い手・農地マネジメント課	奈良県農業経営者サポート協議会	<p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和3年5月18日付け奈良県農業経営者サポート協議会総会(書面決議)において、奈良県農業経営者サポート協議会会計規程の一部改正案を決議し、会計責任者を明示する改正を行った。</p>
県土マネジメント部			
用地対策課	奈良県用地対策連絡協議会	<p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和3年度より県の実務上の担当者として、当該団体の実務上の担当者を別の者にした審査体制に見直し、より適切な審査を確保する。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
道路建設課	奈良県街路事業促進協議会	<p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局長が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和3年4月28日付けで「奈良県街路事業促進協議会金銭取扱規定」を改正し、決算の規定として「第4 決算は本協議会監事の確認を得たうえで、本協議会総会において承認を受けるものとする。」を追加し、令和3年度の取扱から適用とした。 なお、令和2年度以前の決算報告は、「奈良県街路事業促進協議会規約」第10条第3項第(1)号の規定により監事の確認の上で、総会に対して実施し、その承認を受けていたものである。</p>
道路保全課	奈良県道路協会	<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局長が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。 (意見事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和3年度より奈良県道路協会会計規程を整備し、改善を図った。</p> <p>令和3年度より同規程において、会計責任者を任命し、会計責任者が会計担当者の指名、金銭保管等を行うこととした。</p> <p>令和3年度より同規程において、会計担当者が出納事務を行い、会計責任者が決算書を作成することとした。</p> <p>令和3年度より同規程において、支払手続等について決裁手続を整備した。</p>
下水道課	吉野川流域下水道協議会	<p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者として別々の者にしていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和3年度から吉野川流域下水道協議会について、負担金の交付に係る事務の適切な審査を確保するため、県の事務と団体事務の区分を明確にし、担当者を別の者とする改善を行った。</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
地域デザイン推進局			
公園緑地課	奈良県都市公園事業促進協議会	<p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和3年度より負担金の交付事務担当者と団体の事務担当者を別にし、審査体制を強化し、適正な事務の執行と再発防止に努めている。</p>
奈良公園室	ライトアッププロムナード・なら実行委員会	<p>補助金等に執行残額が発生した場合の県への返還について 県の当該年度の補助金等は、当該年度の補助事業等に要する経費について県が補助事業者等に交付するものであるため、当該年度の補助事業等の補助対象事業費の財源に充てられなかった補助金等については、適切に精算する必要がある。1団体において交付を受けた補助金等の額について執行残額が発生しており、当該執行残額について県に返還していなかったことは適切とは認められない。当該執行残額について県に返還していなかった1団体は、今後、交付を受けた補助金等の額について執行残額が発生した場合は、適切に精算の事務を行うべきである。また、当該団体の所管課は、交付した補助金等の実績報告書の審査に当たり、補助金等の対象となる事業費の額等について十分に確認した上で額の確定を行うとともに、適正な会計事務処理について補助事業者等に対する指導を徹底するべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和2年度に発生した執行残額については、当該団体からの返還を受け、適切に精算の事務を行った。</p> <p>今後、交付した補助金等の実績報告書の審査にあたっては、適切な審査を行うとともに、一層補助事業者に対する指導を徹底する。</p>
建築安全推進課	奈良県特定行政庁連絡協議会	<p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局員が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。 (意見事項)</p> <p>補助金等の審査体制等の見直しについて 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。 (意見事項)</p>	<p>令和3年度の総会において、協議会規約の改正について承認を受け、同規約に決算書作成に係る規定を追加した。</p> <p>令和3年度より負担金の交付事務担当者と団体の事務担当者を別にし、審査体制の強化を図り、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
県有施設営繕課	奈良県市営繕主務者会議	<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和3年度から奈良県市営繕主務者会議会計取扱規程（以下、取扱規程）を整備した。</p> <p>令和3年度より整備した取扱規程において、会計責任者は奈良県市営繕主務者会議会長である旨を明記し、会計担当者についても任命や役割等具体的に明記した。（取扱規程 第3条）</p>

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
		<p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定しておらず、かつ、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった2団体は、規約等を見直すとともに、金銭の取扱規程等における決算書の作成に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和3年度より、奈良県市営繕主務者会議会則（以下、会則）には会議にて決算の承認をすること、取扱規程には決算の承認及び決算書の作成についてそれぞれ明記した。（会則 第8条、取扱規程第9条）</p> <p>令和3年度より整備した取扱規程において、支出伺いの作成等決裁手続について明記した。</p>
教育委員会		<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定しておらず、かつ、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった2団体は、規約等を見直すとともに、金銭の取扱規程等における決算書の作成に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の審査体制等の見直しについて 県の交付決定等の実務上の担当者、団体の実務上の担当者を別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者とは別の者にしていなかった5団体の所管課は、補助金等の適切な審査を確保するために、審査体制の見直しを検討すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和3年度、「奈良県公民館連絡協議会財務規程」を整備した。</p> <p>令和3年度、「奈良県公民館連絡協議会財務規程」を整備し、会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者を明確にした。</p> <p>令和3年度、「奈良県公民館連絡協議会財務規程」において、決算手続の流れを規定した。</p> <p>令和3年度、「奈良県公民館連絡協議会財務規程」において、支出事務の決裁手続に係る規定を整備した。</p> <p>令和3年度より、補助金の適切な審査を確保するため、県の交付事務担当職員とは別に、団体の実務担当者を指定するよう見直した。</p>
人権・地域教育課	奈良県公民館連絡協議会		

部 局 名		監 査 結 果	措 置 の 内 容
所 属 名	団 体 名		
		<p>軽微な変更に係る要綱等の規定の未整備について 「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要が生じたときには全て変更承認が必要となるが、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、軽微な変更の範囲等について規定していなかった5つの要綱等の所管課は、業務の効率的な実施を図るために、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等について十分に検討した上で、要綱等で規定されたい。（意見事項）</p> <p>自己収入がある団体における補助金等の精算について 補助金等による補助の範囲については、補助事業者等の自助努力を前提とし、必要となる不足額について補助することとしている補助金等が多いことから、県からの補助金等の収入以外に自己収入があり、当該自己収入分を合理的な理由なく控除せずに精算していた5団体の所管課は、補助事業者等の自助努力を前提とするものの必要性を考慮して、自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和3年度に負担金交付要綱を改正し、軽微な変更に係る規定を設けた。</p> <p>今後、自己収入があった場合には、適切に自己収入を控除した上で精算する。</p>
保健体育課	奈良県学校保健会	<p>金銭の取扱規程の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。 金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。（指摘事項）</p> <p>会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。（指摘事項）</p> <p>団体の決算手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。 団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった9団体は、団体の事務局員が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。（意見事項）</p> <p>団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について 県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。 団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。（指摘事項）</p> <p>自己収入がある団体における補助金等の精算について 補助金等による補助の範囲については、補助事業者等の自助努力を前提とし、必要となる不足額について補助することとしている補助金等が多いことから、県からの補助金等の収入以外に自己収入があり、当該自己収入分を合理的な理由なく控除せずに精算していた5団体の所管課は、補助事業者等の自助努力を前提とするものの必要性を考慮して、自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和3年度、「奈良県学校保健会会計規程」を新規に作成し、金銭の取扱に係る規定を整備した。</p> <p>令和3年度、「奈良県学校保健会会計規程」を新規に作成し、会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備した。</p> <p>令和3年度、「奈良県学校保健会会計規程」を新規に作成し、決算書の作成に係る規定を整備した。</p> <p>令和3年度、「奈良県学校保健会会計規程」を新規に作成し、支出事務の決裁手続に係る規定を整備した。</p> <p>今後、自己収入があった場合には、適切に自己収入を控除した上で精算する。</p>